

国家公務員法改正案

<立法の背景・趣旨>

現行の制度では、年功序列的な人事が事実上行われていること、人事評価において相対評価が徹底されていないことなどにより、国家公務員は過度の身分保障を受けている。

→ 大阪府職員条例などを参考に、次のような方向で改正を行う必要がある。

- ① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。
- ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。

現 行

改 正 法

① 年功序列人事を排除する趣旨の規定がある



① 年功序列人事を排除する趣旨をより明確化する

② 人事評価の方法について、具体的な規定がない



② 人事評価において相対評価により行うことを法律上明記